

# 建築確認申請事前調査（調査報告書）の手続きについて

- ① 受付： 随時行います。受付名簿に記入してください。
- ② 調査日： 毎週 火曜日・木曜日（前日までの受付分を調査します。）
- ③ 交付： 随時（概ね現地調査後、3日程度）
- ④ 本申請： 福岡県土整備事務所建築指導課または福岡県建築住宅センターに提出する。

〔受付日〕	〔現地調査〕	〔交付日〕
木～月曜日	火曜日	金曜日
火～水曜日	木曜日	翌火曜日頃

\* 現地調査日及び交付日が祭日等になる場合や書類に不備があるもの、修正が発生した場合は、調査報告書の交付が遅くなる場合があります。

## ⑤ 提出書類・図面（1部提出）

1. 確認申請書（1面から6面までの正の写しでよい）
2. 位置図
3. 字 図（公図）
4. 配置図
5. 土地・建築物の求積図及び求積表
6. 平面図
7. 立面図（最高高さを記入のこと）
8. 建築基準法施行令第9条第12号（都市計画法）に関するもの及び建築基準法による許可を要すもの、その他必要と思われるもの。
  - (1) 都市計画法関係（法29条第1項、第2項、第35条の2、第1項、第41条第2項、第42条、第43条第1項、第53条第1項）
    - ◎ 開発行為に関する書類：開発行為許可書、開発行為変更許可書、開発完了公告（検査済証）
    - ◎ 建築行為等の許可書：法43条による許可
    - ◎ 開発・建築許可不要証明
    - ◎ 耕作証明：市街化調整区域で農業従事者が建築を行う場合（法29条許可不要）
    - ◎ 建物登記簿謄本、線引き時の家屋課税証明：市街化調整区域内で、線引当時までに存在する建物を増改築する場合（法29条許可不要）。ただし、線引当時の敷地から増減を伴わないものに限る
    - ◎ 法53条の許可通知書：都市計画施設の区域内に建築物を建築する場合

◎ その他に都市計画法に適合しているか確認できる資料

① 土地登記簿謄本・地積測量図：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域で該当地域の最低敷地面積以下の場合

② 建築許可不要宅地確認通知：市街化調整区域内で既存宅地の確認を受けた宅地で、H18.5.17 以前に新築された建築物の増改築を行う場合は、建物登記簿謄本（又は建築確認検査済証）と併せて添付すること。

③ その他必要に応じて確認できる資料

(2) 建築基準法関係（建築基準法第42条第1項第4号、第43条）

◎ 法42条第1項4号の指定を受けた道路通知書

◎ 法43条による許可証：建築基準法の道路に接していない場合の許可通知書

敷地に接する道路（里道含む）の有効幅員が4m未満の場合は、建築基準法の道路判定が必要となります。未判定の場合、調査報告書の提出前に福岡県土整備事務所建築指導課に申込みしてください。

## 建築確認申請における他法令の手続きについて

建築確認申請の他に、工事着手前までに以下の手続きが必要です。

**埋蔵文化財に関する手続き** 届出先：糸島市地域振興部文化課

本市は文化財が多く史跡地などでは開発、建築ができない場合があります。計画時に事前に確認して下さい。また、遺跡内では工事着手の60日前までに届出が必要です。

**農地転用に関する手続き** 届出先：糸島市農林水産部農地政策課（農業委員会）

建築予定地の地目が農地（田・畑）の場合、別途農地転用の手続きが必要となります。工事着工前までには農地転用許可を取るようして下さい。

**屋外広告物に関する手続き** 届出先：糸島市建設都市部建設課

市内に掲出される広告物は屋外広告物の許可が必要になりますので、工事に着手する前に手続きして下さい。

ただし、表示面積が15㎡以内の自己所有地内に設置される屋外広告物は除きます。

**水路占用手続き** 届出先：糸島市農林水産部農地政策課

建築基準法の道路と敷地の間に水路がある場合に接道するために、橋をかけたり、使用する場合は水路占用の許可が必要となる場合があります。

お問合せ先 糸島市役所 都市計画課 建築開発係  
TEL092-323-1111（内1724、1725）  
FAX092-329-1311